

建設業法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 技術検定を行う種目に電気通信工事施工管理を追加するものとする。

(第二十七条の三第一項関係)

第二 建築施工管理に係る二級の技術検定のうち、国土交通大臣が定める種別に細分して行うものは、実地

試験に限るものとする。

(第二十七条の三第三項関係)

第三 電気通信工事施工管理に係る技術検定に関する受験手数料の額を定めるものとする。

(第二十七条の十関係)

第四 その他所要の規定の整備を行うものとする。

第五 附則

一 この政令は、公布の日から施行するものとする。

(附則第一項関係)

二 この政令の施行に伴う所要の経過措置を定めるものとする。

(附則第二項関係)